

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会 議 名	平成30年度 第1回 【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事 務 局	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	平成30年9月20日（木）
開催時間	午後2時00分～午後4時00分
開催場所	千住庁舎 2階会議室
出席者	別紙のとおり
欠席者	無し
会議次第	1. 次第 （1）障がい福祉課長挨拶 （2）委嘱状交付 （3）事務局紹介 （4）足立区地域自立支援協議会について （5）権利擁護部会について 2. 議事 （1）自己紹介・所属紹介 （2）障がい者の権利擁護について （3）区の取組み状況 3. 事務連絡
資 料	1. 第1回権利擁護部会次第及び席次 2. 権利擁護部会委員名簿及び事務局名簿【資料1】 3. 自立支援協議会の見直しについて【資料2-1】 4. 足立区地域自立支援協議会設置要綱【資料2-2】 5. 権利擁護部会説明資料【資料3】 6. とともに生きるTOKYO（東京都福祉保健局） 7. 東京都障害者差別解消条例リーフレット（東京都福祉保健局） 8. 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例 9. 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則 10. 足立区障がい関連計画冊子 11. 委員所属機関パンフレット等 12. 障がい者の権利・差別に関する内容・事例調査票 13. 足立区地域自立支援協議会本会議資料【参考資料】

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

○進行：野瀬事務局員

—資料確認—

議事録公開の説明及び録音の承諾。

○山崎委員

自立支援協議会見直し実施の説明。

障がい福祉センター生活体験係における心理的虐待に関する通報から認定までの経過及び第三者（弁護士）からの区に対する提言と今後の対応について報告・謝罪。

1. 次第

（1）委嘱状交付

障がい福祉課長から委員へ委嘱状交付。

（2）事務局紹介【資料1】

福祉部障がい福祉課障がい福祉係、福祉部障がい福祉課障がい施策推進担当、衛生部中央本町地域・保健総合支援課が事務局を務める。

（3）足立区地域自立支援協議会について【資料2-1・2-2】

○高橋事務局員 地域自立支援協議会は障害者総合支援法に基づき、各自治体に設置されている。障がい福祉関係機関等が相互に連携を図ることにより、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である。足立区は平成20年から設置し、平成30年度から体制の見直しを行った。権利擁護部会は6つの専門部会の一つで、差別解消支援地域協議会の機能を担っている。

（4）権利擁護部会について【資料3】

○高橋事務局員 権利擁護部会は、障がい者の権利を護るための取組み等について検討する場。また、障害者差別解消についても議論をしていきたい。

2. 議事

○米村部会長 部会長の挨拶。

障がい者の権利擁護の推進と、障がい者の差別解消について検討する場となっているため、様々な意見を出していただき、活発な議論としていきたい。

（1）自己紹介・所属紹介【資料1・委員所属機関パンフレット等】

○米村部会長 足立区社会福祉協議会権利擁護センターあだちに所属。就職当初は社会福祉協議会が運営していた地域活動支援センタ

ーふれんどりに所属、その後もボランティアセンターでの手話通訳業務、区へ出向して福祉事務所の援護係で窓口対応など様々な障がい分野に関わってきた。

権利擁護センターあだちでは、認知症や知的障がい、精神障がいの方のために住みなれた地域で安心した生活が継続できるよう事業を実施している。権利擁護部会と関わりの深い成年後見制度利用支援事業については成年後見制度推進機関として相談を受けている。成年後見についての相談は増えているが、知的障がい、精神障がいの対応については相談が少なく、経験は足りていないと感じている。成年後見制度のほかには地域福祉権利擁護事業も行っている。日常生活の中で手続き等にお困りの際はご相談いただきたい。

○小宮委員 梅田地域を担当している民生委員。民生委員と児童委員活動として心得ている活動は地域で障がい者や高齢者等を見守ること。

民生委員にも様々な部会があり、障がい者福祉研究部会に所属している。その他にも高齢者福祉研究部会、児童福祉研究部会、生活福祉研究部会、子育て支援研究部会がある。本日午前中も障がい者福祉部会で花畑地域にある特別支援学校の見学をしてきた。様々な研修を受ける中で、見識が変わってきて、障がいには様々なあることを勉強させていただいた。今後も勉強させていただきたい。

○田中委員 足立地区人権擁護委員。人権擁護委員は法務大臣に委嘱され活動している。全国に約14,000人、足立区には17名いる。主な活動内容は人権相談と人権に関する啓発活動。人権相談は東京法務局で9時～17時まで東京の人権擁護委員が輪番制で電話相談や面談相談を行っている。足立区では北館3階で毎月第2火曜日13時～16時に人権身の上相談を実施。

啓発活動としては、小中学校で人権意識を持ってもらうために人権教室を行っている。中学生による人権作文、小学校の人権メッセージ、人権の花運動などの活動をしている。人権擁護委員3年目。来年3月に行うこころの健康フェスティバルでは初めて人権相談コーナーを設置する。

○橋本（久）委員 ハローワーク足立の専門援助第2部門は障がいをお持ちの方、刑余者

などの職業紹介を担当。虐待防止法に基づいて、虐待を受けているという方の相談をお住まいの地域の所轄の安定所で受けている。虐待という視点だけでなく、合理的配慮、差別禁止等の事案が隠れていないか等に留意して相談を受けている。

職場内での定着支援が必要と判断される方については、お勤めの地域の所轄のハローワークに連絡して対応を依頼している。東京労働局などとも連携して迅速に対応している。

大概は意図的ではなく、「そんなつもりはなかった」という話が多く、研修実施を促すなど意識啓発などに取り組んでいる。

○鈴木委員 足立区肢体不自由児者父母の会の会長。主に身体に障がいをお持ちの方の親・家族の会。会員の方のお子さんの約8割の方があいの福祉会の施設でお世話になっている障がい者。最高齢の方で65歳以上、最年少で小学生。親も高齢化してきて、子どもの支援だけではなく、親の方の支援も必要になってきたと聞こえている。成年後見制度についての勉強会を何度か実施したが、ピンと来っていない。

権利擁護部会での検討内容等を定例会で報告し、会員の皆さんに伝えていきたいと思っている。障がいのある子ども達が安全に安心して生活できるよう、親が動けるうちにできることを勉強していく必要があると伝えていく。

○橋本（敬）委員 社会福祉法人あだちの里は知的障がい者を主たる対象としてサービスを提供している法人。平成8年に設立し、主に通所施設を多く展開している。設立母体としては足立区手をつなぐ親の会。平成19年に入所施設を開設。希望の苑の建物は施設入所支援、通所サービス、相談支援事業、グループホームの運営管理、居宅系サービス、地域活動支援センターの6部門が入っている。

入所施設には現在60名入所。12年の運営のうち軽度の入所者の方44名が地域に移行しているが、重度の方は2名しか移行できていない。本来入所施設としては入所期間中に様々な訓練等をして多様な地域生活に対応できるような地域移行型の入所施設としての役割を担っている。

入所施設は閉鎖的になりやすく、夜間帯の職員が少ないことで、不適切な対応が発生しやすいという状況がある。部会での内容を施設運営に活かしていきたい。

○吉田委員 社会福祉法人はなさく福祉会は花畑共同作業所とはなさく第二共同作業所を運営している。花畑共同作業所は就労継続支援B型と生活介護作業訓練型の多機能事業所であるが、定員23名の小さな施設。花畑共同作業所は修学猶予の時代に、学校卒業後もみんなが集まれる場所、仕事をする場所として開始。当時から通所されている方もおり、自分の職場と認識して、自分ができることを一生懸命取り組んでいる。

小さい施設のため風通しが良い反面、他の施設のことはよく知らないということも課題。この部会で勉強させていただきたい。

○江黒委員 足立区手をつなぐ親の会の会長。昭和33年に結成し、今年で60年。会員は現在約900名。バザーの収益金を子どもたちの作業所を作るために特別会計で貯蓄し、社会福祉法人が施設を開設する際に寄付をしたりしている。新成人の知的障がい者を祝う会なども行い、フォーク、ナイフを使って食事をする経験の場を設けたりしている。

親の会なので、虐待や差別を受けた側の親もいて相談を受けることもある。専門的知識資格はないが、大勢の知的、発達障がいの方、お母さん達に関わってきているため、相談は丁寧に迅速に寄り添って協力している。

○清水委員 あしなみ会の副会長。精神障がい者家族会連合会は、ひだまりの会、つばさ会、オリーブ会、あしなみ会4つの連合会。その一つである精神障がい者家族会あしなみ会の副会長を今年から務めている。

あしなみ会に関わったのは2000年で、家族会が運営していたボンサンス千寿でパートとして働き始めたのが最初。その後2003年から社会福祉法人あしなみとなり、内職仕事だけでなく、千住庁舎の清掃業務を開始。

あしなみ会は昭和44年に保健所主催の家族向け講演会に参加した家族の方々から結成。家族同士で悩みや苦しみを分かち合い協力していくことを目的に活動している。今は毎月第3土曜日に講演会、懇談会、見学会、レクリエーション等を行っている。その他様々なイベントに参加している。ボンサンス千寿の2階で社会福祉法人あしなみの理事長が電話相談を行っている。定例会では、年金の問題や、親子関係問題解消のSSTや防災に関する講演会などを実施している。

精神障がいは偏見などとの戦いがあり、最

近でも私宅監置などが取り上げられ、課題が多い。

○杉山委員 ピアサポーター。足立区精神障がい者自立支援センター内の地域活動支援センターふれんどりにピアサポーターは所属している。ふれんどりいは、1階に自由にくつろげる憩いの場があり、各種プログラム実施、週1回外部講師のパソコン講習会など実施している。一般のボランティアの方が悩みを傾聴するふれんどりいパートナーもいる。ピアサポーターはピアふれんどりに所属している。講義を3回受けるとピアサポーターとなる。また地域交流としてはギャラリーの貸出やふれんどりい祭りを実施。1階にはカフェを併設し、ランチなどを提供している。

ピアサポーターの活動は平成20～23年に退院促進コーディネート事業を東京都から受託し、社会的入院の解消を目的として事業を実施。当時ピアサポーターは個別支援を実施していた。平成24～26年は精神障がい者地域移行促進事業を東京都から受託し、長期入院者に対する退院の動機付けの支援や地域移行のための広域ネットワークの構築を図った。ピアサポーターとしては病院のプログラム参加等を実施していた。平成27年からの事業受託終了後はふれんどりいの独自事業としてピアサポーターを継続している。

現在登録者は21名強。現在は東京足立病院の未来の会に月1回参加して地域生活の不安に対する体験談を伝えたり、大内病院の座談会やきぼうの会に参加してピアサポーターの生活の工夫などを伝えている。他区のピアサポーターの交流会や保健センターの家族会の勉強会等に参加して体験談や活動内容を話している。

○小杉委員 成仁相談支援事業所の相談支援専門員。事業所は成仁病院内にある。

相談支援専門員は介護保険のケアマネジャーのような存在。私自身は相談支援専門員で勤務しているが、元々看護師、保健師として勤務していた。病院は平成19年に開設。社会的入院は一切せず、急性期専門。入院期間は平均で35日程度で、日本の精神科の平均在日数は約300日と言われているためとても短い状況となっている。精神科は病気を治療する場であり、ある程度治療が固まれば在宅で支援していく方針の病院。相談支援事業所も在宅支援の一環として平成27年2月に開設。

精神障がいの方は入退院を繰り返す方が多

く、医療だけでは支援できないため、福祉、行政、地域での連携が重要。入院が悪いわけではないが、入院に頼りすぎないように、一つの選択肢として使っていければ良いと思う。地域包括ケアシステムの構築が一つのキーワードになっているが、必要な時に必要な支援が受けられる体制の整備は権利擁護の視点からも重要ではないかと思う。

元々は成仁病院が主治医となっている方の計画相談支援を実施する事業者として開設したが、現在は主治医が別の病院の方等も受けるようにしている。なるべく地域の要望にこたえていければと思っている。

○山崎委員 今年度より障がい福祉課長を務める。障がい福祉課では足立区障がい者計画、足立区第5期障がい福祉計画、足立区第1期障がい児福祉計画を策定した。各活動指標については推進してけるよう邁進していく。

また、特別支援学校卒業生の在宅を出さないために施設整備も進めている。来年4月には江北一丁目に60名定員の新施設が、2021年には花畑3丁目に新施設が開設する予定。今後障がい福祉施策を進めていくためにご協力をお願いしたい。

(2) 障がい者の権利擁護について【ともに生きるTOKYO（東京都福祉保健局）】

(3) 区の取組み状況について【足立区障がい関連計画冊子】

○米村部会長 権利擁護部会は年2回実施予定。できるだけ活発な議論を深めていきたい。まず事務局が議事の内容について説明する。

○高橋事務局員 障害者差別は法の有無に関わらずしてはいけないが、差別があるのが現状。そのため、国連が障害者権利条約を採択し、国が障害者差別解消法を制定し、東京都が障害者差別解消条例を制定してきている。

障害者差別解消法の対象は手帳の有無に関わらず、生活にいきづらさを感じている人を対象としている。対応が求められるのは、行政機関や民間事業者で社会生活全般に係る全ての分野が対象。障害は医学モデルから社会モデルに変化。本人の障害に問題があるのではなく、社会に障壁があることが問題という考え方。障害者差別解消法では不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が定められており、不当な差別的取扱いは行政、民間問わず、合理的配慮について行政は義務、民間は努力義務とされている。

平成30年10月1日に東京都障害者差別解

消条例が施行される予定。民間事業者も合理的配慮が義務化されること、紛争解決の仕組み、広域相談支援の仕組みを盛り込んでいる。

障害者差別解消法も東京都の条例も健常者と障がい者を対立させるものではなく、話し合いをしながら解消し、お互いに納得できるようにする考え方。合理的配慮は線引きが難しい部分もあるが、みんなで話し合いながら解消していくこと条例の肝と思っている。

続いて区の取組みについて障がい関連計画を基に説明。

基本理念は「障がいの有無に関わらず、誰もが住みなれたまちで安心して、生活し続けられる足立区の実現」つまり共生社会の実現。47ページの障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数、49ページ啓発事業等を実施した学校数・参加者数、51ページヘルプマークの配付数、101ページユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備実績、これらが障害者差別解消に関する取組みとなる。各団体で実施する研修講師等もできるため必要があれば相談してほしい。

足立区の障がい者の推移については、身体障がい児は微減、身体障がい者数は高齢化の影響で微増。特に内部障がいが増えている。65歳以上の身体障害者手帳所持者が多い傾向にある。愛の手帳については18歳未満、18歳以上どちらも増。18歳以上は特に4歳の方が増えているが、これは障がいを持っていたが大人になってから手帳取る方が多くなったという解釈が正しいと思われる。精神障害者保健福祉手帳所持者も増えている。精神障がい者の理解の深まりとともに手帳取得が進んだと考えている。

○米村部会長 ご質問ご意見はあるか。

○江黒委員 災害時の障がい者の配慮は、周りの方にわかってもらわないと難しいと思っている。避難訓練実施時にヘルプマークの大きな看板等を設置して、障がい者や高齢者等が避難する場所であると地域の皆さんに周知をすすめてもらいたい。

また、合理的配慮も知的な障がいの方は好き嫌い物や人を選ぶところがある。「あの人嫌いだから、あの人辞めさせてよ」ではなく、どうしたら働き続けられるか、どう工夫したら働きやすくなるかなどを当事者として子どもたちに教えていかなければいけない。相手側も「それが虐待、差別にあたると思わなかった」というところは、もっともっと周知し

て、身近に障がいのある方がいないと、どういことが差別や虐待に当たるのかということがなかなかわからない。「知らなかった」という人が少しでも減るように頑張りたい。

○高橋事務局員 防災について計画の97ページを参照。福祉避難所現在47カ所、毎年2カ所ずつ増やすように防災担当と進めていく。また避難所でご自身の状況や必要な配慮の内容を示せるビブスを配置するようにしている。今後も啓発は進めていく。

○清水委員 先日、あしなみで防災の講義を聞き、福祉避難所の存在を初めて知った。「生活ネットワーク名簿」を作成している自治体もあるようで、被災した場合に支援を受ける人たちの名簿があることを知った。同様なものは足立区にもあるのか。また、その名簿は3障がいに対応しているのか。

○高橋事務局員 足立区は要支援者名簿がある。対象は身体、知的、高齢の方で希望される方が載っている。精神障がいの方までは広げていない。

○小宮委員 精神障がいの場合は、度合いがなかなか判定しにくい。服薬の有無、治療方法で支援の度合いが変わってくるので、要支援者名簿に載りにくいと思われる。民生委員は各地区の要支援者名簿を持っており、災害時は自分の身の安全を確保した後に見回りをして、避難所に一緒に行くなどの支援をする。消防署関係でも地域の障がい者等は配慮するようにしている。ただ、災害時にどれ位対応できるかはわからないが、それなりの対応はするようにしている。地域で手がまわらなかった場合は、他の地域に避難して対応したり、重度の障がいのある方で医療対応が必要な方は医療機関と連携するよう行政に働きかけるなどが考えられる。

○清水委員 名簿は東京都全体で決まっているものではなく、区ごとに決めていくものということか。精神の方々被災した場合、怖がっているかなと思われるため、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も支援の対象にして欲しい。精神は後から考えるということが多いが、ぜひ一緒に考えていただきたい。

○米村部会長 災害時対応を抜きには安心は担保出来ないのが大切な点である。障がいによって支援や行政の配慮が行き届いているかに差があるということが再認識できた。要支援者名簿は本人が望まなければ載らないため、一概に名簿を作れば良いというものではない

と実感した。
本日の議事は終了。
次回は具体的な差別解消の議論を深めていきたいと考えている。委員の経験したことなどを基に進めていく予定。

3. 事務連絡

○野瀬事務局員より事務連絡

- ・第2回部会は、11月16日に実施。
- ・各委員へ事例提供を依頼【障がい者の権利・差別に関する内容・事例調査票を配付】
- ・議事録の原稿は後日確認を依頼する。